

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事）

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正を試行する。

2 試行対象工事

(1) 適用範囲

公告日が令和2年2月3日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とする。

(2) 対象工事

- ・主たる工種が屋外作業である工事
- ・土木工事標準積算基準書を適用して積算している工事（建築工事は対象外）

3 用語の定義

(1) 真夏日

真夏日は、以下のいずれかの日とする。

- ・気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日
 - ・環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上の日
- ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上、もしくは、がWBGT 25度以上の場合とする。

(2) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(3) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(4) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をさす。ただし、現場完成日が工期末日の20日前を超える場合は、工期末日の20日前までとする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 休工日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

(6) 真夏日率

真夏日率^{※1} = 対象期間中の真夏日^{※2} ÷ 対象期間

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 休工日は、真夏日として計上しない。

4 実施方法

(1) 対象工事の取り扱い

発注者は、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の対象工事である旨を特記仕様書で明示する。

(2) 真夏日の計測方法

気温及び暑さ指数は、工事現場から最寄り「三浦」の地上気象観測所の気温または観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、適用する計測方法については、受注者が決定し、施工計画書に記載して監督員に提出するものとする。ただし、工事現場と最寄りの地上気象観測所との標高差により、気温の差が大きくなる山間部など、これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ、気温の補正を行うものとする。

(3) 熱中症対策の実施

受注者は、「建設現場における熱中症対策事例集」(国土交通大臣官房技術調査課 平成29年3月)等を参考に、熱中症対策を実施するものとする。

(4) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、しゅん工届提出日の20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

- ①真夏日 計測結果(様式1)
- ②熱中症対策実施報告書(様式2)
- ③真夏日率等算定表(様式3)

5 積算方法

(1) 「熱中症対策の補正值」の算出

「真夏日 計測結果」(様式1)より真夏日率及び「熱中症対策の補正值」を算出し、現場管理费率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

$$\text{熱中症対策の補正值}(\%)^{*3} = \text{真夏日率} \times 1.2 \text{ (補正係数)}$$

※3 熱中症対策の補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費の算出

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理费率} \times \text{地域補正係数}) + \text{補正值}^{*4} \right)$$

※4 「熱中症対策の補正」、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合の補正」と重複する場合は、最高2%とする。

附則

この要領は、令和2年2月3日以降に公告する工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年4月9日以降に公告する工事に適用する。